

「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針」の 改正等について（専修学校・各種学校の目的変更に係る手続きの整理）

1 概要

専修学校・各種学校の目的変更に係る手続きを整理するため、審査基準解釈指針を改正し、認可申請・届出様式を改正した。

2 課題

○専修学校の目的変更については、変更の前後で学校としての同一性が保たれない場合があることから、適切な判断に係らしめることができるよう認可事項と定められているところ、学則に定める目的の記載が抽象的表現に留まるために、教育内容の改編があっても目的変更認可申請が行われず、適切な審査に至らないケースがあった。

（具体的な教育内容が明らかでない記載の例）

第1条（目的） 本校は、高い専門技術と広い視野と豊かな人間性を備え、社会に貢献する人材の育成を目的とする。

→どのような教育内容の改編も既存の目的の範囲内となるため手続きがなされず、教員や施設整備等が基準に適合しているか等の審査に至らないまま学科が設置されるケースがあった

○各種学校の目的変更届様式が整備されていない等、目的変更の手続きについて整備が不十分であった。

3 対応

（1）設置認可等に関する審査基準解釈指針の改正（R3. 7. 30）

教育内容の改編を行う場合において適切な目的変更手続きが行われるよう、設置認可等に係る審査の着眼点等について明示した「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針」を改正し、専修学校・各種学校の学則において目的に定めるべき内容・範囲を明らかにした。

【記載すべき内容・項目】

- ・具体的にどのような教育内容を行う学校であることを明らかにし、設置する課程・学科との関連性を明確にすること
 - ・特に、国家資格の養成施設の指定を受ける場合は当該国家資格の名称を明記すること
- ※別紙1参照

（2）私立専修学校・各種学校に係る認可申請・届出等様式の改正（R3. 10 月）

- ・学則作成例の改正 ※別紙2参照
- ・目的変更認可申請（専修学校）に係る手続きの整備（提出期限、提出書類の明示）
- ・目的変更届（各種学校）様式の策定及び手続きの整備 等

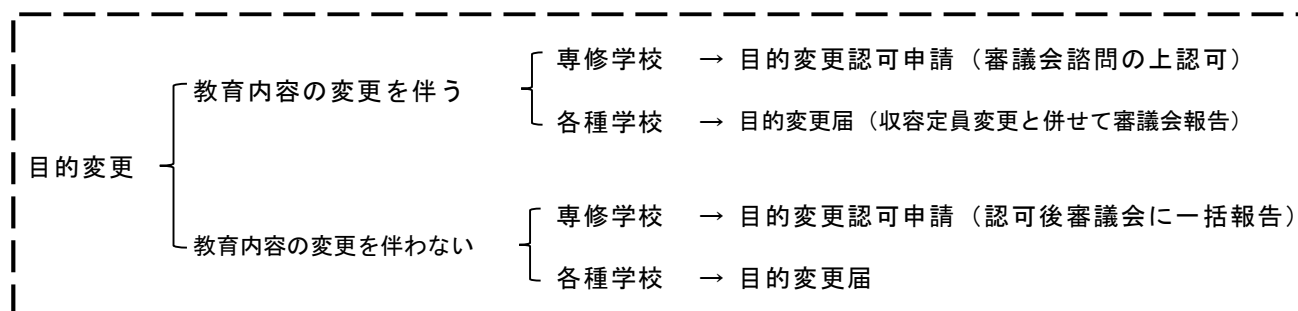
(3) 教育内容の変更を伴わない目的の変更（軽微な変更）に係る手続の整理

(7月定例会で報告済)

届出で処理してきた教育内容の変更を伴わない「学則に定める目的の変更」（規程整備や文言修正等の軽微な変更）についても、法令に則り認可手続を行う運用に改めた。

ただし、認可審査の迅速化、手続きの簡素化の観点から、私立学校審議会への事前の諮問を省略し、毎年度末の審議会（3月定例会）において、当該年度の軽微な目的変更の認可について一括して報告する。

〈専修学校・各種学校の目的変更手続き〉



※教育内容の変更とは、課程（学科）の設置／廃止、国家資格養成施設の指定／取消等、学校の教育内容の改編を指す

※教育内容の変更を伴わない目的変更としては、法改正による資格名称の変更、軽微な文言修正などを想定

⇒今年度の軽微な目的変更の認可状況については、次回3月定例会で報告予定

大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針

令和3年2月1日策定
令和3年7月30日改正

この指針は、大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準の解釈を示すものである。

なお、各種学校の設置認可及び収容定員の変更に係る学則の変更認可にあつては、以下「専修学校」を「各種学校」と読み替えること。

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立専修学校及び私立各種学校の設置並びに私立専修学校の課程の設置及び私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続により審査する。

→ 専修学校を設置する場合は、学則に定める目的に以下の内容を記載し、当該専修学校で実施する教育内容を明らかにすること。

ア 当該専修学校の建学の精神に加え、設置する課程・学科との関連性が明確になるよう行おうとする教育内容について具体的に記載すること。

イ 特に、法令に基づく各種国家資格の養成施設として指定を受ける場合にあっては、養成施設であることが明確になるよう、当該国家資格の名称を記載すること。

第1 私立専修学校の設置認可

1 設置者

専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び永続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含む。）であること。ただし、学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受けており、かつ、学校運営の安定性、継続性及び公共性を十分に確保する観点から、意思決定機関を設置し、公的資格を有する者の監査の実施及び一定期間の事業実績を有していること。

→ 「一定期間の事業実績を有していること」とは、認可時点において、法令に基づく各種国家資格の養成施設として、修了生を輩出していることを指すものとする。

6 施設及び設備等

(2) 校舎の面積は、課程、学科の属する分野ごとの生徒定員に応じ、設置基準上必要な面積以上であること。

→ 教育上及び安全上支障がなく、次のアからウのすべての条件を満たす校舎の

参考 朱書下線箇所が令和3年7月30日改正により追加した項目です

敷地は校地とし、当該校舎の面積を(2)の面積に算入することができるものとする。

ア 休み時間（授業と授業の間の休憩時間をいう。）に移動できる距離（概ね徒歩10分以内）の範囲内であること。

イ 生徒の安全性を確保するために、必要な措置を講じること。

ウ 校舎の間の移動を最小限にするよう時間割を設定すること。

(5) 教室等の数は、同時に授業を行う学級数以上であること。

→ 「同時に授業を行う学級数」とは、授業が実際に開講されているか否かにかかわらず、学則に定める授業時間において同一の時間帯（昼間、夜間等）に授業を行う学級数を指すものとする。

(7) 教員室と事務室は、1つの施設をもって兼用することができる。また、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められるときは、保健室を他の施設と兼用することができる。

→ 保健室を他の施設と兼用する場合は、パーティションで仕切る等、利用者に配慮した様態とすること。

(8) 教育上及び安全上支障がなく、次のいずれの条件も満たす場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。ただし、同時に授業を行う学級数を超えない教室等は共用することができない。

→ 「学校等」とは、学校教育法第1条に掲げる学校（1条校）、同第124条に掲げる専修学校及び同第134条に掲げる各種学校を指すものとする。

ウ 教員室、事務室、図書室、保健室等を共用する場合は、他の学校等が同一の建物内にあること。

→ 教員室及び事務室を共用する場合は、生徒情報等の学校運営上の情報を適切に区分管理し、各々の学校の独立性が担保されるよう運営すること。

7 資産等

(1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有とする。ただし、国、地方公共団体等の財産であって、次のいずれの条件も満たす場合は、借用とすることができる。

→ 「国、地方公共団体等」には、独立行政法人及び地方独立行政法人を含むものとする。

→ (4)についても、同様とする。

(2) 専修学校と当該専修学校以外の施設（以下「他の施設」という。）とを複合化した建物において、自己所有の建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。また、国、地方公共団体等が所有する建物を借用する場合であって、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合も同様とする。

→ 同一の建物内に複数の専修学校を設置する場合にあっては、設置認可等の審査の対象である専修学校以外の専修学校は「他の施設」にあたるものとする。専修

参考 朱書下線箇所が令和3年7月30日改正により追加した項目です

学校を複数設置する場合にあっても、それぞれの専修学校の使用する部分の区分が明確であり、構造上独立していなければならないことに留意すること。

→ (3)及び(4)についても、同様とする。

エ ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。

→ 客観的に確認できる書面等として、取決め事項が規定された寄附行為、設置者の意思決定機関の決議を経た上で作成された誓約書、又は、取決め事項が明記された不動産賃貸借契約の写し等を提出すること。

オ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

→ 「教育長が別に定める基準」とは、「大阪府学校施設の複合化に係る私立学校の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準」を指すものとする。

(3) 専修学校と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあつては、次のいずれの条件も満たすこと。

エ ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。

→ 客観的に確認できる書面等として、区分所有者間での取決め事項が明記された建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約及び借地契約の写し等を提出すること。

(4) (1)にかかわらず、特別の事情があり教育上支障がないと教育長が認める場合で、次のいずれの条件も満たす場合は、国、地方公共団体等の財産以外の土地及び建物を借用して校地及び校舎とすることができる。

→ 「特別の事情」と認めるものについては、生徒の安全確保の観点から緊急やむを得ない場合等に限るものとし、その判断は個別に行うものとする。単に校地及び校舎を自己所有する資産がない等の経済的事情はこれにあたらぬことに留意すること。

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立専修学校及び私立各種学校の設置並びに私立専修学校の課程の設置及び私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続により審査する。

8 設置者の管理運営

設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

(1) 関係法令等を遵守し、法令の規定、法令に基づく処分及び法人の寄附行為又は定款等に基づいて適正に管理運営されていること。

→ ここに掲げる「関係法令」には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）を含む。外国人留学生を受け入れ専ら日本語教育を行う課程であつて、日本語教育機関として告示されていないものについては、同法令の趣旨を逸脱するものであることから、専修学校の課程としてはこれを認めないものとし、既存の

参考 朱書下線箇所が令和3年7月30日改正により追加した項目です

課程については、本指針策定後の定員増加はこれを認めないものとする。

→ 専ら日本語教育を行う課程とは、日本語教育機関の告示基準及び同解釈指針に準じ、課程の名称の如何にかかわらず、その教育課程が日本語能力の獲得を目的とするものを指し、当該課程のカリキュラムに占める日本語教育の授業時数の割合等で一律に決するものではないことに留意すること。

第4 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可

第1の3ただし書及び5から9までを準用する。

→ 収容定員の増員と減員を同時に行うことで学校の総定員が変わらない場合であっても、収容定員の変更にあたることに留意すること。

専修学校学則作成例

〇〇学校学則

第1章 総則

(目的) ※例1

第1条 本校は、学校教育法に基づき、〇〇専門課程を設置して・・・・・・に関する知識、技術及び技能を教授し、・・・・・・を目的とする。

(目的) ※例2 (国家資格養成所の指定を受ける場合)

第1条 本校は、学校教育法及び〇〇法に基づき〇〇専門課程を設置し、・・・・・・に関する知識、技術及び技能を教授して〇〇師を養成し、・・・・・・を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、〇〇専門学校(高等専修学校)という。

(位置)

第3条 本校の位置を大阪府〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名 ①	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考 ②
〇〇課程	△△学科		年	名	名		※
〇〇課程	▲▲学科		年	名	名		

※△△学科は、令和4年度入学生以降の募集を停止する。

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

2 〇〇課程の学期は、次のとおりとする。

第1学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第2学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第3学期 〇月〇日から〇月〇日まで

(以下略)